

# 韓国で導入された法曹一元制度

京都弁護士会会員  
小川 達雄  
Ogawa Tatsuo

## 1 導入された法曹一元制度の概要

2012年11月5日から3日間、日弁連調査団の一員として、法曹一元制度の導入を決めた大韓民国の裁判官制度の調査をしてきました。

これまでの韓国の裁判官制度は、日本とほぼ同じキャリアシステムでした。大学の法学部を出て司法試験に合格し、2年間の司法研修を経て判事、検事、弁護士の法曹の職に就きます。判事補制度はなくただちに判事に任官し、任期は日本と同じ10年、再任可能とする制度でした。この判事に任用される資格が、弁護士はじめとする他の法曹経験が10年以上あることとされました。ただし、2013年から2017年までの5年間は3年以上の法曹経験者に、2018年から2年間は5年以上の法曹経験者に、2020年から2年間は7年以上の法曹経験者に判事任用資格が認められるものとされ、10年以上の法曹経験者とされるのは今から10年後の2022年からとされています。

大韓弁護士協会は、2012年7月、大法院から法曹一元制度下での判事の任用基準について検討するよう要請され、「法官任用志願者評価指針」を策定して大法院に提出しました。外部委員を含む法官人事委員会の審議を経て、大法官会議の同意により、大法院長が判事を任命することになります。

## 2 法曹一元制度の導入の背景

判事は約2500人で、毎年約100人の判事が任用されてきました。司法試験合格者が100人以下と少なかった1970年代までは、希望者全員が判事と検事に任用されていましたが、合格者の増加が図られてきた1980年代以降は、司法研修の成績優秀者を選抜する制度が確立し、この成績によって裁判官に厳格な序列ができるようになりました。今では、約2500人のすべての判事について序列を示すことができると言わ

れています。エリートと呼ばれる人は例外なくソウル大学出身者で、ソウル地方法院の陪席判事を振り出しに高等法院の部長判事まで順次昇進していくという、厳格な序列主義が形成されました。この結果、誰かが高等法院部長判事まで昇進すると、同期の判事はほとんど退官し、そこまで昇進できないと見極めた判事も中途で退官するのが普通になり、判事の世界で定年まで勤める裁判官はほとんどいないという状況が生まれました。判事を退官すれば弁護士になります。儒教的な影響が色濃く残る韓国社会で、元上司や元同僚だった「前官弁護士」の事件を担当する判事は、これを「前官礼遇」をもって処理するという風潮が定着します。韓国の司法界は、この「前官弁護士」が絶大な影響力をもつ構造となり、その結果、「前官弁護士」に多額の報酬を支払って依頼することができれば無罪となり、資力がなくて「前官弁護士」に依頼できなければ有罪となると言われるまでになります。これは「有錢無罪・無錢有罪」と呼ばれ、「前官礼遇」とともに国民の司法不信を表す象徴的な言葉となりました。さらに、司法が軍事独裁政権を支える存在だったことや、例えば離婚訴訟を若年で独身の裁判官が裁くということに対する国民の不信も指摘されました。

## 3 法曹一元制度の導入の経緯

韓国は、日本の植民地支配と戦後の軍事独裁政権から抜け出して、1993年に文民政権が発足して完全に民主制に移行しました。このときあらためて、韓国の政治的・社会的な制度全般が見直される中で、司法制度の先進化を図る司法改革は、1993年に就任した金泳三大統領、1998年に就任した金大中大統領、そして2003年に就任した盧武鉉大統領の、文民3代の大統領の強い政治的リーダーシップの下で進められました。司法試験合格者は2001年に1000人を

超え、2009年には25大学でロースクールが開設されると同時に法学部が廃止されました。2012年には初めてのロースクール修了生に対して第1回弁護士試験が実施され、合格者には弁護士資格が付与されました。従来の司法試験は2017年を最後に廃止されることになっています。弁護士数は1995年には約3000人であったのが、2012年には1万4000人を超えるました。

このような中で1990年代にスタートした弁護士任官は、当初は採用者が年間数名程度であったところ、1998年以降は10人から20人を超えて採用されるようになりました。盧武鉉政権下の2005年には、大統領と大法院の間の合意に基づき、2012年までに新任判事約100人の半数程度は弁護士任官者とする計画が策定され、段階的に法曹一元が実現されていくものと期待されました。そして、「前官礼遇」や「有錢無罪・無錢有罪」といった国民の司法不信を解消し、序列主義を排して判事が定年まで勤め上げる制度とするための唯一の方策として、全面的な法曹一元を制度として導入することが目指されました。しかし、弁護士任官を通じて段階的に法曹一元を実現するについては、毎年50人程度の弁護士任官希望者がいる中で、2012年までの採用者は2009年の28人を頂点に、年平均22人にとどまりました。そこで、盧武鉉政権の後を受けて就任した李明博大統領の下で、2011年7月、国会で法院組織法が改正されて法曹一元を制度的に導入することが決められたのです。

#### 4 法曹一元制度の導入の受け止め方

法曹一元の制度的導入について、大法院は、国民の司法判断への信頼の一層の向上が得られる制度として歓迎する一方、判事に人材を得られるかどうかについて懸念を示しています。この人材確保の方策として弁護士任官の実績に期

待するほか、ロークラーク（裁判研究員）という新たな制度も導入したうえで、10年以上を必要とされる判事任官資格の法曹経歴を5年に短縮する法改正へ動く気配があると言われています。大韓弁護士協会は、国民の司法不信の払拭や、頻繁な裁判官交代による裁判遅延、権威主義とマンネリズムによる当事者軽視等が法曹一元の導入によって改善されることを期待しているようです。今回、私たちは200人を超える大ローファーム、10人規模の法律事務所、10人に満たない法律事務所の3つの法律事務所を訪ねました。いずれの事務所においても、法曹一元の導入を一応歓迎するというものでしたが、具体的には、「任官したい人がいたら止めることはしない」というスタンスでした。誰かに任官を勧めていくというスタンスは見られず、新しい法曹一元の担い手は弁護士であるという自己認識は乏しいものであったと言わざるを得ません。

わが国と同じキャリアシステムとしての裁判官制度を大きく変えて、韓国が法曹一元を制度的に導入したことは、私たちにとっても大きな意義があると思います。そして、例えば、法曹一元の導入の前夜において弁護士任官が相当程度進んでいたことなど、日本が韓国から学ぶことができる点も少なくないはずです。法曹一元を実現する目的は「官僚司法」の廃止ですが、さらにその意図するところは「よりよい裁判の実現」「市民の司法の実現」です。わが国において、法曹一元の制度的実現の決定的なポイントは、裁判所法42条1項1号の削除による「判事補制度の廃止」です。この裁判所法の改正が実現するための条件、そこへ向かう現実的方策をどう考えるかが、私たちの課題であるといえると思います。